

○門真市自治基本条例施行規則

平成25年12月20日門真市規則第56号

改正

平成29年 3 月28日門真市規則第15号

令和 2 年 3 月26日門真市規則第23号

令和 4 年 3 月28日門真市規則第15号

令和 7 年 5 月26日門真市規則第31号

門真市自治基本条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、門真市自治基本条例（平成25年門真市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(地域会議の認定要件)

第 3 条 条例第16条第 1 項に規定する地域会議の認定の要件は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地域会議の地域の範囲は、原則中学校区又は義務教育学校区とし、市長が適当と認める一定の区域であること。
- (2) 前号に規定する地域の範囲に存する地縁による団体の過半数が加入していると認められる組織であること。
- (3) 会則等により、目的別団体、地域住民等が参画し、多様な主体により構成されるための仕組みが構築されている組織であること。
- (4) 地域会議の設立の目的が条例の趣旨に適合した組織であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 147号）に規定する処分を受けている団体の統制下にある者の影響を受けるおそれがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を受けることができない。

- (1) 地域会議が次のアからエまでのいずれかの事由に該当すると認めるとき。

- ア 営利を目的とする活動が行われるおそれがあるとき。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動が行われるおそれがあるとき。
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動が行われるおそれがあるとき。
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動が行われるおそれがあるとき。
- （2） 第5条の認定を受けようとする地域会議の地域の範囲の全部又は一部が、既に同条の認定を受けている地域会議の組織する地域の範囲と重複するとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が地域会議として適当でないと認めたとき。

一部改正〔令和7年門真市規則31号〕

（地域会議の設立の申請）

第4条 地域会議を設立総会の議を経て、設立しようとする団体の代表者は、門真市地域会議設立認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 次に掲げる事項を記載した会則等
 - ア 地域会議の目的
 - イ 地域会議の名称
 - ウ 地域会議の主たる事務所の所在地
 - エ 地域会議の地域の範囲
 - オ 地域会議の構成員に関すること。
 - カ 意思決定手続その他の地域会議の運営に関すること。
 - キ 会計に関すること。
 - ク 会則等の変更に関すること。
- （2） 事業計画書
- （3） 予算書
- （4） 代表者及び役員の氏名、住所及び連絡先を明記した役員名簿
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（地域会議の認定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定す

るものとする。

2 市長は、前項の規定により、地域会議の設立を認定したときは、門真市地域会議設立認定通知書（様式第 2 号）により、当該申請をした団体の代表者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により、地域会議の設立の認定申請を却下したときは、門真市地域会議設立認定却下通知書（様式第 3 号）により、当該申請をした団体の代表者に通知するものとする。

（地域会議の申請内容の変更）

第 6 条 地域会議の代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、門真市地域会議申請内容変更届出書（様式第 4 号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 地域会議の会則等を変更したとき。

（2） 地域会議の代表者又は役員を変更したとき。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（地域会議の解散）

第 7 条 地域会議を解散するときは、門真市地域会議解散届出書（様式第 5 号）により、市長に届け出なければならない。

（地域会議の認定の取消し）

第 8 条 市長は、地域会議が次の各号のいずれかに該当するときは、設立の認定を取り消すことができる。

（1） 第 3 条第 1 項各号に該当しなくなったと認めるとき。

（2） 第 3 条第 2 項第 1 号アからエまでに該当すると認めるとき。

（3） 地域会議の活動を 1 年以上行っていないと認めるとき。

（4） 地域会議に対する補助金を交付の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたと認めるとき。

（5） 会則等に基づいた運営が行われていないと認めるとき。

（6） 地域会議が会則等に則り、門真市地域会議解散届出書を市長に提出したとき。

（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が設立の認定の取消しを必要と認めるとき。

（地域会議への支援）

第 9 条 市長は、条例第 16 条第 3 項に係る地域会議の設立及び運営への支援等に当たり、人的支援、財政的支援、物的支援等必要な支援を行うものとする。

（地域会議の活動報告）

第10条 地域会議は、年度又は事業終了後30日以内に、当該年度に係る活動内容について記載した資料等を市長に提出するものとする。

一部改正〔令和4年門真市規則15号〕

（委員会の組織）

第11条 条例第17条第1項に規定する自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市民の代表

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第12条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の会長及び副会長）

第13条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を総理し、会務を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第14条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員会の部会）

第15条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告するものとする。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

5 前3項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席等)

第16条 委員会及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、市民文化部地域政策課において行う。

一部改正〔平成29年門真市規則15号・令和2年23号〕

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日門真市規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日門真市規則第23号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日門真市規則第15号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月26日門真市規則第31号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住所
氏名

門真市地域会議設立認定申請書

年 月 日に設立総会を開催し、地域会議を設立したいので、門真市自治基本条例施行規則第4条の規定により、認定を申請します。

記

地域会議の名称	
ふりがな	
代表者の氏名	
代表者の住所	門真市
代表者の連絡先	連絡先
	緊急連絡先
	F A X
	E - m a i l
代表者の就任年月日	

一部改正〔令和 4 年門真市規則15号〕

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

代表者（氏 名）様

門真市長（氏 名） 図

門真市地域会議設立認定通知書

年 月 日付けで申請のありました門真市地域会議設立認定申請書について、門真市自治基本条例施行規則第 5 条の規定に基づき、審査した結果、地域会議として認定しましたので通知します。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

代表者（氏 名）様

門真市長（氏 名） 図

門真市地域会議設立認定却下通知書

年 月 日付けで申請のありました門真市地域会議設立認定申請書について、門真市自治基本条例施行規則第5条の規定に基づき、審査した結果、下記の理由により、却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由

--

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申請者 住所
氏名

門真市地域会議申請内容変更届出書

年 月 日に総会を開催し、地域会議申請内容に変更がありましたので、門真市自治基本条例施行規則第 6 条の規定により、提出します。

記

変更があった届出事項		地域会議の会則等の変更
		地域会議の代表者又は役員の変更
		その他（ ）

該当する事由に○を記入すること

一部改正〔令和 4 年門真市規則15号〕

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住所
氏名

門真市地域会議解散届出書

年 月 日に総会を開催し、地域会議を解散しましたので、門真市自治基本条例施行規則第 7 条の規定により、届け出ます。

記

地域会議の名称	
ふりがな	
代表者の氏名	
代表者の住所	門真市
代表者の連絡先	連絡先
	緊急連絡先
	F A X
	E - m a i l
解散の理由	

一部改正〔令和 4 年門真市規則15号〕